

諮問番号：平成29年度諮問第24号

答申番号：平成30年度答申第5号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 平成28年10月3日、審査請求人は、審査請求人の児童2名に係る子どものための教育・保育給付保育認定（変更）申請書兼保育施設・事業利用調整申込書及び添付資料を提出し（以下「保育申請」という。）、大阪市〇〇区役所保健福祉課地域福祉担当（以下「地域福祉担当」という。）は、これを受理した。
- 2 審査請求人は保育申請に際し、地域福祉担当職員に審査請求人の夫（以下、単に「夫」という。）に係る添付資料が提出できない旨相談を行い、詳細は、児童手当の申請時に提出した、夫と離婚に向けて協議中であることが分かる担当弁護士からの上申書を参考にして欲しい旨の申し出があった。地域福祉担当職員は、大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課より担当職員向けに出された、利用調整基準に係るFAQを参考に、申込に必要な保護者の添付資料は請求人のみに関すること、及び、保育利用調整基準の点数算定方法をひとり親世帯として扱う旨を説明した。
- 3 平成29年2月3日、地域福祉担当は、審査請求人の児童2名について〇〇保育園（私立保育所）への入所を内定する旨の保育施設・事業利用調整結果通知書を審査請求人に送付した。
- 4 平成29年4月1日、審査請求人の児童2名が上記3記載の保育所に入所した。
- 5 平成29年4月10日、地域福祉担当は平成29年度4月以降の保育料利用者負担額を算定した。保育申請時に提出された審査請求人の平成28年度所得（課税）証明書を基に負担額を算定し、長男（〇歳児）に係る保育所保育料を月額〇〇円、二男（〇歳児）に係る保育所保育料を月額〇〇円とそれぞれ決定した。この際地域福祉担当は、審査請求人はこの時点では離婚していないこと等を理由に、大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号。以下「市規則」という。）に定める要保護者等には該当しないと判断した。
- 6 平成29年4月24日、地域福祉担当は〇〇保育園に保育料利用者負担額等決定（変更）通知書、及び、平成29年度保育料のお知らせ（私立保育所）を引き渡し、保育園を通じて審査請求人に渡した。
- 7 平成29年〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日に長男（〇歳児）に係る保育所保育料〇〇円が、審査請求人の指定する銀行口座より口座振替により大阪市に支払われた。
- 8 平成29年7月28日、地域福祉担当は平成29年度9月以降の保育所保育料を算定した。審査請求人の平成29年度市民税額情報に基づき、平成29年度大阪市保育料金額表2・3号認定（保育認定）にある〇階層世帯とし、長男（〇歳児）に係る保育所保育料を月額〇〇円、二男（〇歳児）に係る保育所保育料を月額〇〇円とそれぞれ決定した（以

下、「本件処分」という。）。地域福祉担当は、引き続き審査請求人はこの時点では離婚していないこと等を理由に、市規則に定める要保護者等には該当しないと判断した。

- 9 平成29年8月18日、地域福祉担当は〇〇保育園に保育料利用者負担額等決定（変更）通知書を引き渡し、保育園を通じて審査請求人に渡した。
- 10 平成29年8月22日、審査請求人より地域福祉担当に、9月からの保育料の通知書もらったが、母子扱い（要保護者としての扱い）となっていないと架電があった。
- 11 平成29年8月23日、審査請求人に地域福祉担当職員から架電し、保育料の算定方法や入所申込みにおける当時の取り扱い内容を説明した。

同日、審査請求人が地域福祉担当に来庁した。審査請求人は、保育申請時に「全て母子扱いでさせて頂く」と職員より説明を受け、申請書類以外の保育料を含め母子扱いになる認識であるため、負担額を軽減するよう要求した。

地域福祉担当職員は、保育利用調整基準の点数算定方法をひとり親世帯として扱った旨を説明した。ひとり親世帯として保育料を負担軽減するかは、児童扶養手当等の認定資格で確認することとなっており、審査請求人は離婚が成立していない等の理由から児童扶養手当の要件等を満たしていないため、負担軽減の対象にはならず「保育料を母子扱いにする」等とは言及していないと説明した。

- 12 平成29年8月28日、審査請求人は、保育所保育料の決定について不服であるとし、審査請求書を提出した。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求についての審理員意見書の要旨は次のとおりである。

1 審査請求人の主張

審査請求人は〇〇区保健福祉センター職員から「全て母子扱いとなる」と説明を受け、保育料についても要保護者としての扱いになるという認識であったと主張しており、平成29年度分の保育所保育料の決定に関しては、「母子扱い」として算出しなおすことを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人に「保育料を母子扱いする」や「保育料をひとり親世帯等として負担軽減する」旨を述べた事実はなく、処分庁職員が負担軽減すると述べたとする証拠書類、又は証拠物の提出を求めると主張している。

平成29年4月24日に、保育園を通じて保育所保育料に関する利用者負担額等決定（変更）通知書及び、平成29年度保育料のお知らせ（私立保育所）を審査請求人に渡しており、ひとり親世帯として負担軽減が適用されていないと知りえる状況にありながら、この決定内容については異議を唱えず、納付意思を示し指定期日に保育料の口座振替を行っていることを確認していると主張している。

保育料の決定について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「法」という。）第27条3項2号、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下、「法施行令」という。）第4条2項及び3項、市規則第8条2項に規定され、保育料を決定しており、また、ひとり親世帯としての負担軽減の対象は、法施行令第4条

4 項、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条 1 項に規定され、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条各項に配偶者のない者で現に児童を扶養している者の定義がされていると主張している。またすでに審査請求人に交付済みの「平成29年保育料のお知らせ（私立保育所）」に「ひとり親世帯とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で児童を扶養しているものの世帯をいいます。」と記載されており、大阪市として保護者に周知を行っているとは主張している。

以上のことから本件審査請求については棄却するよう求めている。

3 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

4 審理員意見書の理由

(1) 本件処分に係る法令等の規定について

ア 法附則第 6 条第 1 項では、保育認定子ども（法第 20 条第 4 項に規定する支給認定子どものうち、法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する者を除いたものをいう。以下同じ。）が法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所から法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育（保育に限る。以下同じ。）を受けた場合については、保育費用（法附則第 6 条第 1 項に規定する保育費用をいう。以下同じ。）を当該特定保育所に委託費として支払うこととされている。

イ 法附則第 6 条第 4 項では、保育費用の支払をした市町村の長は、保育認定子どもの法第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者又は扶養義務者から、保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額（以下、「保育所保育料」という。）を徴収するものとされている。

ウ 市規則第 2 条及び第 8 条では、保護者が保育認定を受けて私立保育所を利用する場合は、保健福祉センター所長は市規則別表第 2 に基づき保育所保育料を決定するとされている。

エ 市規則別表第 2 では、支給認定保護者及び同一の世帯の者の状況に応じて保育所保育料が決定されることが別表のとおり定められている。

オ 同表において「要保護者等」とは、法施行令第 4 条第 4 項に規定する要保護者等をいうと規定されている。

カ 法施行令第 4 条第 4 項では、要保護者等とは要保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。）その他内閣府令で定めるものをいうとされている。

キ 子ども・子育て支援法施行規則第 22 条各号では、法施行令第 4 条第 4 項で定める要保護者等に該当するものを定めており、ひとり親に関するものとして、母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（施行令第 4 条第 4 項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）を規定している。

ク 母子及び父子並びに寡婦福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和

39 年政令第 224 号) によれば、「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」は、女子の場合、同法第 6 条第 1 項各号（同項第 6 号に該当する場合は同施行令第 1 条各号）に該当するものとされている。

(2) 本件処分に係る被処分者たる審査請求人が、要保護者等に該当しているか否かについて

ア 市規則では、保育所保育料は父母の市町村民税額を基に算定するとされているところ、処分庁は審査請求人の市町村民税額のみを基に保育所保育料の決定を行っている。また支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（法施行令第 4 条第 4 項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）に該当する場合は、支給認定保護者が要保護者等に該当するものとして、保育所保育料がさらに軽減される場合がある。

イ したがって審査請求人の主張は、保育料の決定において、審査請求人の世帯がひとり親世帯であるにもかかわらず、審査請求人が要保護者等に該当していないものとして本件処分がなされたことを不服とするというものと解される。

ウ 「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」とは、配偶者のない女子であって民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条の規定により現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子であって同条の規定により現に児童を扶養しているものをいうとされている。そこで審査請求人が母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項に定める「配偶者のない女子」に該当するか否かについて検討する。

(ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項柱書、第 1 号、第 2 号

審査請求人からの提出資料によれば、審査請求人は夫と離婚訴訟中であるためこれらに該当するとは認められない。

(イ) 第 6 条第 1 項第 3 号

審査請求人からの提出資料によれば、審査請求人は本人の意思で審査請求人の夫との同居状態を解消しており、遺棄されたと言い難い。

また夫からの DV があったとの審査請求人からの主張についても、例えば裁判所からの保護命令等、客観的に DV がなされたことを証する書類の提出もないことから、この項目に該当すると判断することも困難である。

(ウ) 第 6 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号

審査請求人からは、審査請求人が当該各号に該当するという旨の主張はされておらず、これらに該当するとは認められない。

エ 以上より、審査請求人は本件処分申請時において「配偶者のない女子」に該当していたとは認められず、したがって要保護者等に該当していたとは認められない。

(3) 担当職員による要保護者等に関する説明の有無及び説明が本件処分に及ぼす効果について

ア 審査請求人の子に係る保育料の決定において、地域福祉担当職員が要保護者等として取り扱うと説明したため、平成 29 年度の保育所保育料は要保護者等として取り扱うよう審査請求人は主張している。

イ これに対してアのような説明はしていないと処分庁は主張している。

ウ 双方の主張には隔たりがあり、それぞれの主張には明確な証拠もないことから、

審査請求人の児童に係る保育所保育料決定において要保護者等として取り扱う旨の説明を担当職員が行ったかどうかについては、判断することができない。

- エ ただし、仮に審査請求人が主張するような説明を担当職員が行っていたとしても、そもそも審査請求人は夫と離婚をしていないため要保護者等に該当しておらず、当初の審査請求人の児童に係る保育所保育料決定において要保護者等として決定されたと誤信したために、本件処分時において離婚が成立していなかったとも認められないことから、要保護者等として取り扱うべきであるとの主張は認められない。
- オ 以上より、審査請求人の主張するような担当職員の説明の有無にかかわらず、審査請求人を要保護者等として保育所保育料の決定を行うべきであったとは認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成30年2月20日 諮問書の受理

平成30年3月19日 調査審議（審査庁の口頭説明、処分庁の陳述）

第5 審査会の判断

1 本件に係る法令等の規定について

前記第3の4(1)に記載のとおりである。

2 争点

審査請求人及び審査庁、処分庁の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、審査請求人を要保護者等の対象とすべきか否かである。

3 争点に対する判断

審査請求人は、審査請求人の子に係る保育所保育料の決定において、処分庁の担当職員が要保護者等として取り扱う旨を説明したため、平成29年度の保育所保育料は要保護者等として算出しなおすよう主張していることから、当審査会としては、審査請求人を要保護者等の対象とすべきか否かについて検討する。

本件審査請求については、審査請求人は本件処分の時点で夫と離婚をしていなかったという事実関係に争いはなく、法令上、審査請求人は要保護者等に該当しないことは明らかであることから、これを前提として審査請求人の子に係る保育所保育料を決定した本件処分に違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人は、処分庁の担当職員が要保護者等として取り扱う旨を説明したと主張しているが、これに対して処分庁はそのような説明はしていないと主張しており、当審査会における処分庁の陳述においても、当時の担当者と審査請求人との間に保育所保育料に関するやりとり自体が確認できなかった旨を述べているところである。

それぞれの主張には明確な証拠もないことから、審査請求人の子に係る保育所保育料の決定において、審査請求人を要保護者等として取り扱う旨の説明を担当職員が行ったかどうかについては、判断することができない。

しかしながら、仮に審査請求人が主張するような説明を担当職員が行っていたとしても、要保護者等の要件に該当しない者を要保護者等として認めることができる法的

根拠は存しないことから、処分庁の行った本件処分の違法性に影響を与えるものではない。

4 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

5 結論

よって、本件審査請求は理由がないと認められるので、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

(答申を行った部会名称及び委員の氏名)

大阪市行政不服審査会総務第1部会

委員（部会長） 田中宏、委員 内山由紀、委員 片桐直人